

第2次草津市多文化共生推進プラン(案)

令和 年(年) 月

はじめに

作成中

令和 年 月

草津市長

— 目 次 —

第1章 プラン改訂にあたって

- 1 背景・趣旨
- 2 プランの位置づけ
- 3 計画期間

第2章 多文化共生を取り巻く現況

- 1 国の状況
- 2 滋賀県の状況
- 3 草津市の状況
- 4 草津市の現状と課題

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

- 1 多文化共生のまちづくりの意義
- 2 基本理念と体系

第4章 多文化共生施策の展開

- 1 コミュニケーション支援
- 2 生活支援
- 3 意識啓発と社会参画支援
- 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

第5章 多文化共生施策の推進

- 1 それぞれの役割
- 2 推進に向けて

資料編

- 本プランにおける用語の定義
- 用語解説
- 草津市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿
- 草津市多文化共生推進プラン策定委員会 策定経過
- パブリックコメント

第1章 プラン改訂にあたって

1 背景・趣旨

日本で生活する在留外国人数は年々増加しており、令和6年末時点では376万8,977人と過去最高を更新しています。

全国的に急増する外国人住民への施策の必要性が高まる中、平成18年（2006年）3月に総務省は地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知し、滋賀県は、平成22年（2010年）4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

在留資格制度については、平成31年（2019年）4月に深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための「特定技能」が創設、その後も対象分野が拡充され、外国人人口の増加が進みました。また、令和6年（2024年）6月には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の改正により、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されることになり、令和9年（2027年）までに施行される予定です。

このような外国人受入施策の拡大等や社会情勢の変化を踏まえ、全国的にやさしい日本語の普及・活用の必要性が高まるとともに、国においては、令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂されました。また、滋賀県においては直近で令和7年（2025年）3月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を改訂されました。

草津市においても、在留外国人数は年々増加し、令和7年（2025年）3月末時点で3,600人、総人口の2.56%を占めています。そのような中、令和3年（2021年）4月に「草津市多文化共生推進プラン」を策定し、草津市で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍等の違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指して、多文化共生のまちづくりの推進に取り組んできました。

そのプランが令和6年度をもって最終年度を迎えることから、総務省や滋賀県のプランの改訂を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、近年重要視されているウェルビーイングの向上も含む多文化共生社会の実現に向け、より実情にあったプランとなるよう「第2次草津市多文化共生推進プラン」を策定しました。

2 プランの位置づけ

このプランは、「草津市総合計画」を上位計画とし、令和2年(2020年)9月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」および、令和7年(2025年)3月に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改定版)」の方向性を踏まえて策定するものです。多文化共生に係る本市の特性や課題を整理し、関連する個別計画との整合性を図りながら、市民、市民公益活動団体、事業者等の役割や推進する取組を体系的にまとめました。

また、2015年の国連サミットでは、17の目標と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。これは「誰一人取り残さない」を理念とした国際目標です。本プランにおいても、持続可能な開発目標(SDGs)とも関連づけながら取組の推進を図ります。



3 計画期間

令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間とします。なお、計画期間内であっても経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の在留外国人の増加や国籍や在留資格の構成変化等が発生した場合には、必要に応じて見直しを行います。

「多文化共生とは」

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第2章 多文化共生を取り巻く現況

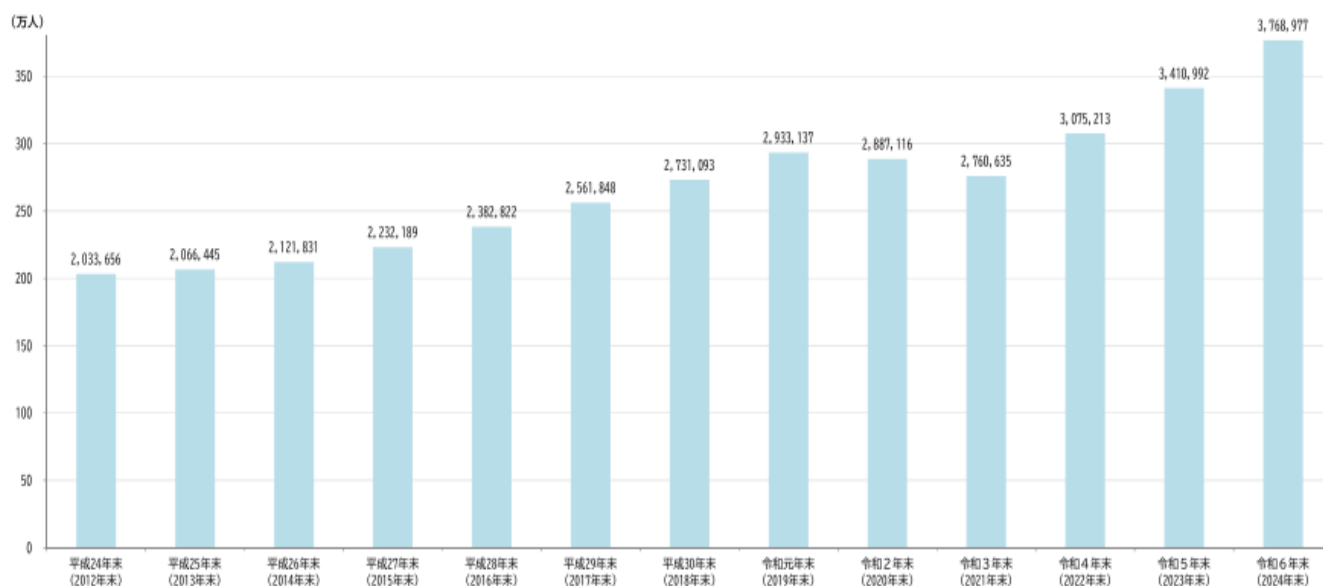
1 国の状況

我が国における在留外国人数は、令和6年(2024年)末時点で376万8,977人（前年末比35万7,985人、10.5%増）で過去最高を更新しました。

在留カードおよび特別永住者証明書上に表記された国籍・地域数は195（無国籍を除く。）で、最も多い国籍・地域は中国で873,286人（対前年末比51,448人増）、次いでベトナム634,361人（同69,335人増）、韓国409,238人（同918人減）となっています。

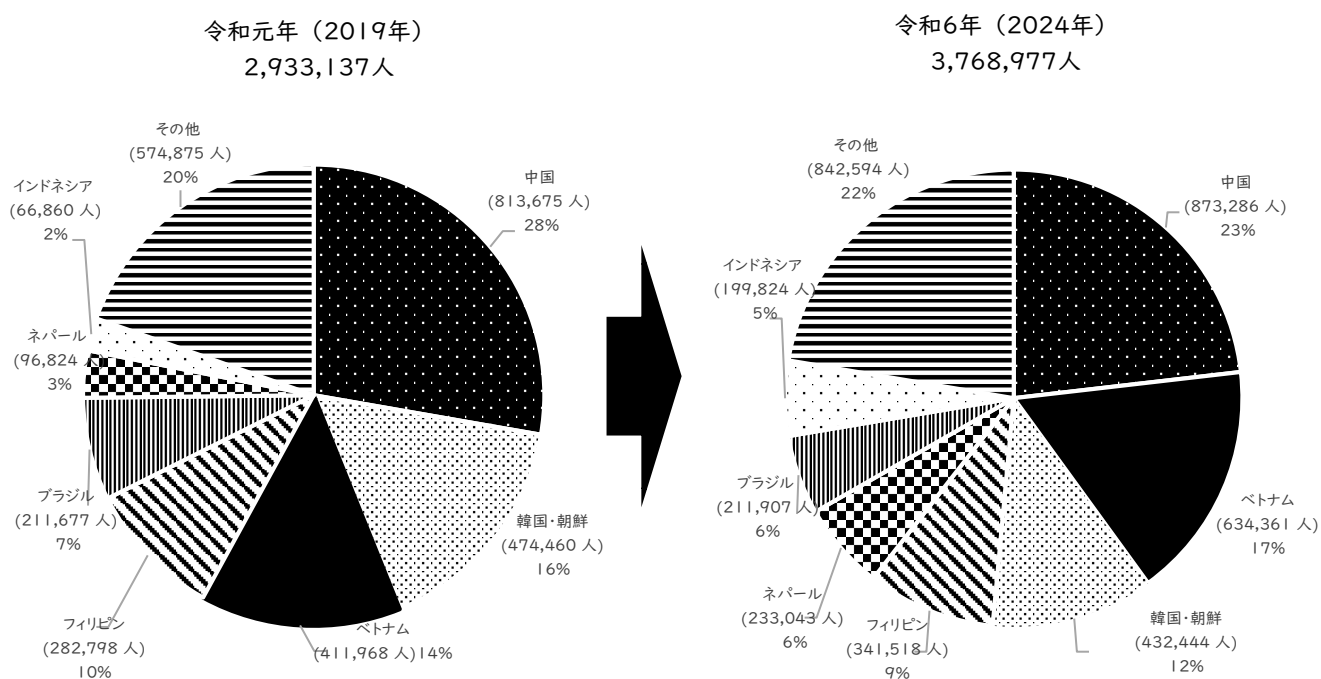
在留資格別では、「永住者」が918,116人（対前年末比26,547人増）と最も多く、次いで、「技能実習」が456,595人（同52,039人増）、「技術・人文知識・国際業務」が418,706人（同56,360人増）、「留学」が402,134人（同61,251人増）、「家族滞在」が305,598人（同39,578人増）と続いています。直近5年間（令和元年末から令和6年末まで）で、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」の人数が大きく増加し、また、在留期間が無期限の「永住者」の人数も年々増加しています。

（在留外国人数の推移）



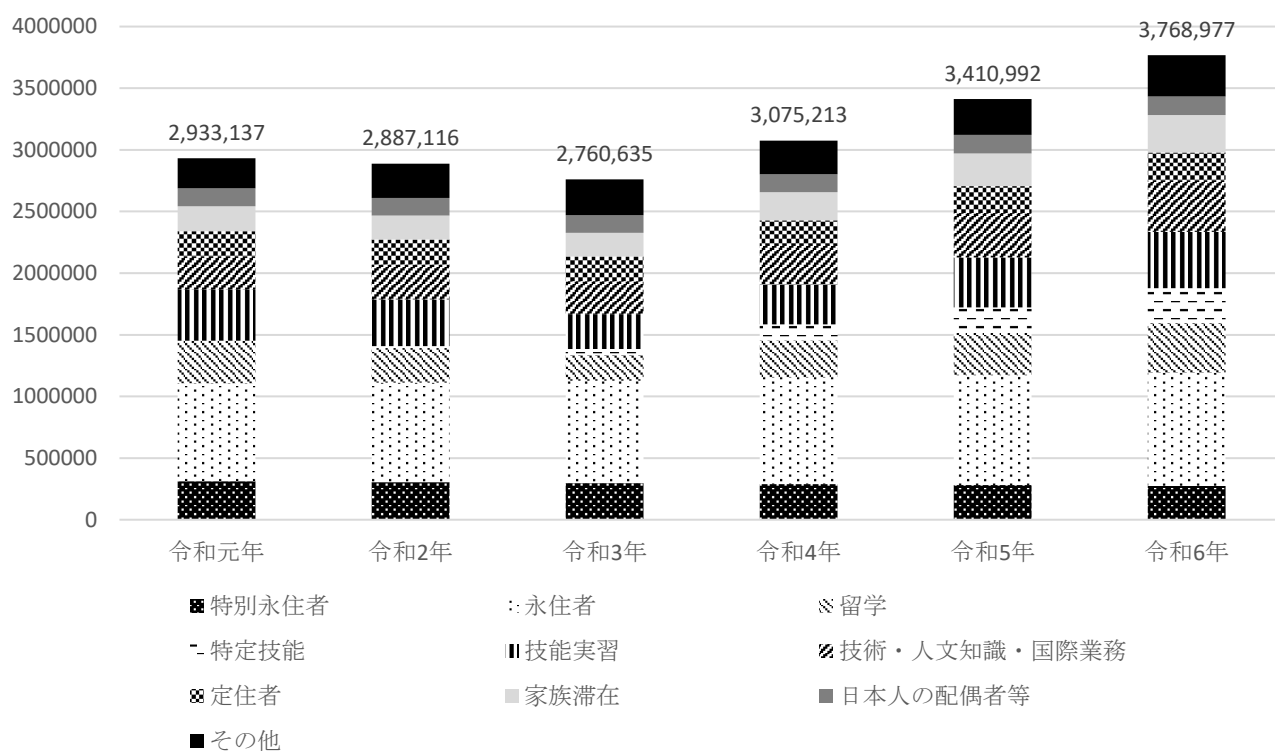
出典：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

(国籍別外国人推移)



資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

(在留資格別推移)



資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

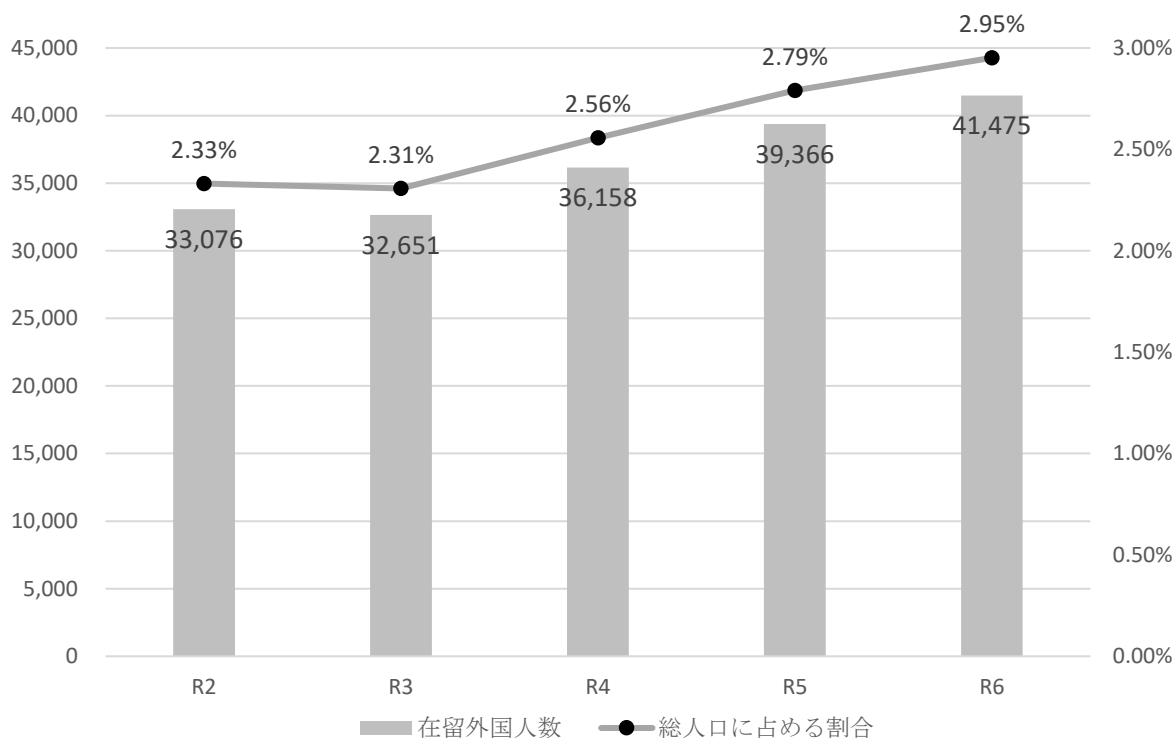
2 滋賀県の状況

令和6年(2024年)12月末時点の滋賀県の在留外国人数は41,475人で、前年の39,366人よりも2,109人、5.3%増加し、3年連続過去最多を更新しています。県全体の在留外国人数の割合は2.95%で、県民約34人にひとりが外国人となります。

在留外国人の国籍数は97か国・地域となり、国籍別では、ベトナムが10,742人(25.9%)と最も多く、次いでブラジル8,954人(21.6%)、中国4,555人(11.0%)の順となっています。対前年比で増加の大きい国籍は、ベトナム(1,157人増)、インドネシア(591人増)、ミャンマー(456人増)となっています。

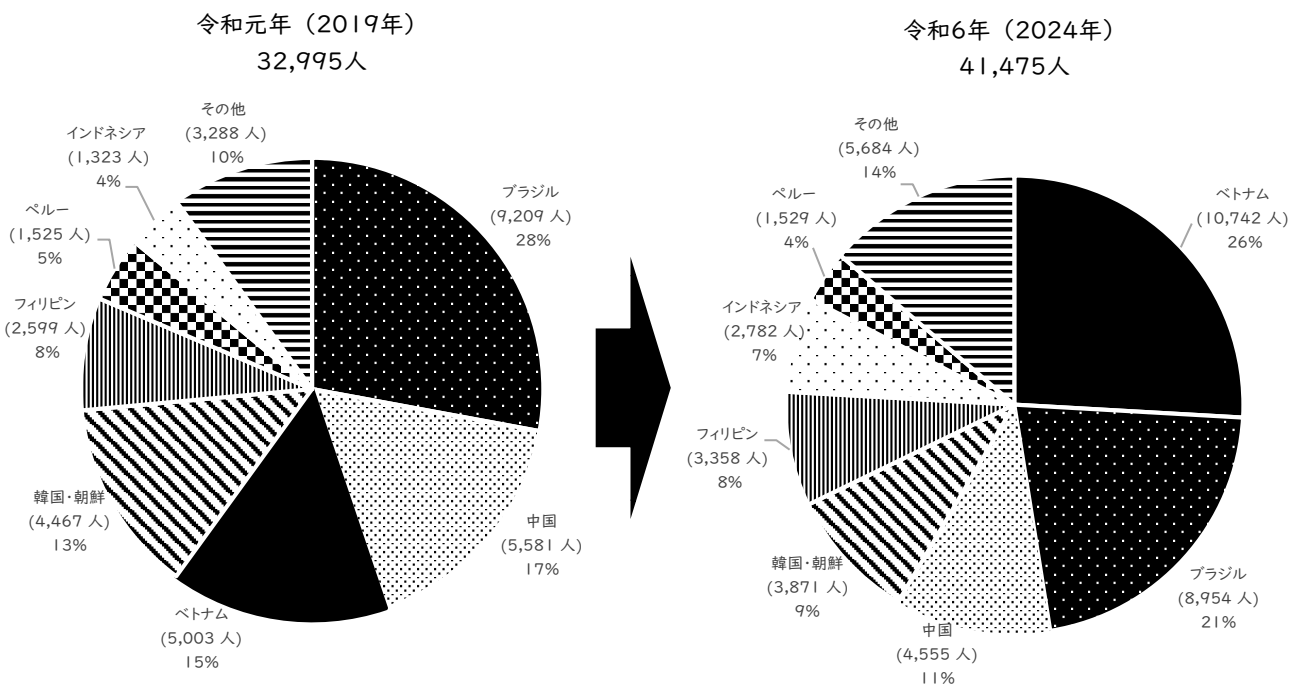
在留資格別にみると「永住者」の人数が最も多く、次いで「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「定住者」と続いています。前年対比で最も増加が大きい在留資格は「技能実習」でした。

在留外国人数の推移（各年12月末時点）



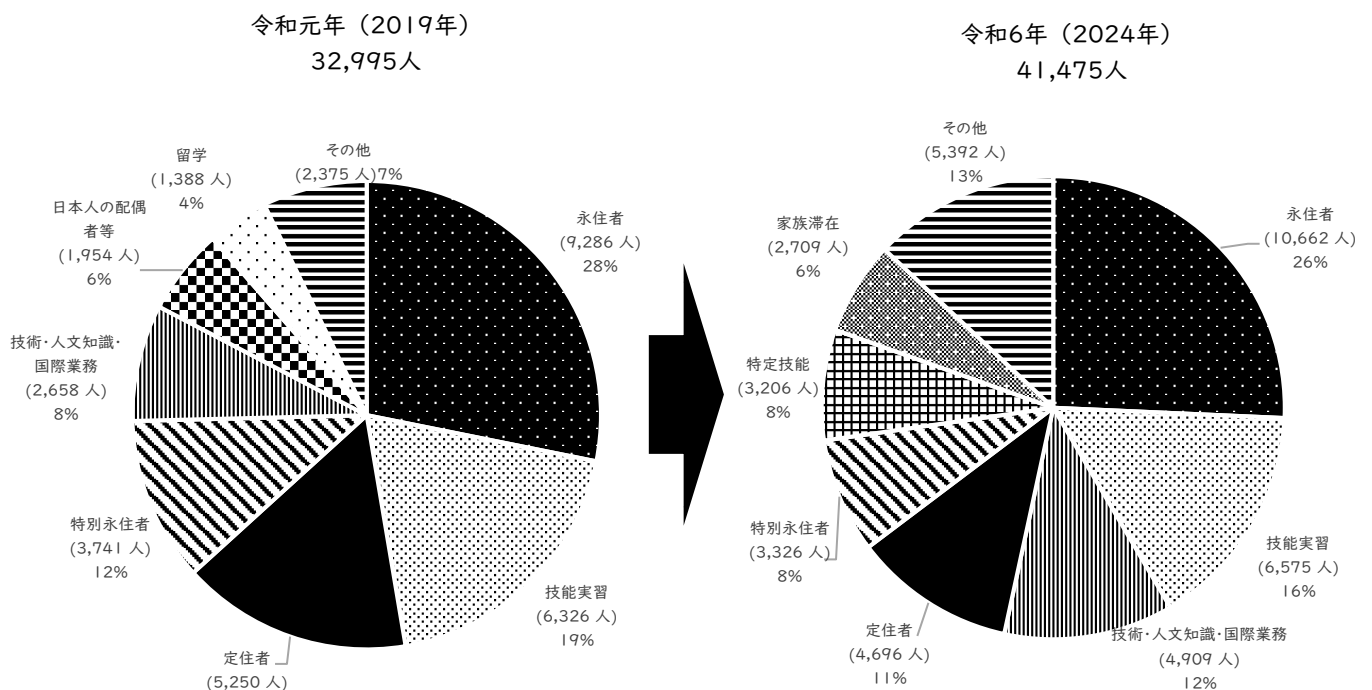
資料：滋賀県「滋賀県内の外国人人口」

(国籍別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

(在留資格別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

※市町ごとのシステム仕様上の違いや、取得時期の違いにより、国籍別人口の総数と在留資格別人口の総計が異なります。

(県内市町別在留外国人)

	ベトナム	ブラジル	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	インドネシア	ペルー	その他	合計	外国人の 占める 割合
合 計	10,742	8,954	4,555	3,871	3,358	2,782	1,529	5,684	41,475	2.95%
割 合	25.9%	21.6%	11.0%	9.3%	8.1%	6.7%	3.7%	13.7%	100.0%	—
大津市	588	152	1,102	1,640	401	225	74	1,397	5,579	1.62%
彦根市	1,337	467	523	169	482	131	58	707	3,874	3.49%
長浜市	882	1,504	379	96	380	171	177	469	4,058	3.61%
近江八幡市	926	337	188	148	195	151	24	262	2,231	2.72%
草津市	994	183	864	457	226	192	47	589	3,552	2.53%
守山市	315	45	213	176	97	175	47	169	1,237	1.44%
栗東市	504	245	175	174	130	202	113	189	1,732	2.46%
甲賀市	1,176	1,691	300	181	354	257	349	433	4,741	5.40%
野洲市	284	35	111	103	46	395	12	166	1,152	2.28%
湖南市	983	1,467	136	243	170	338	353	321	4,011	7.42%
高島市	286	30	63	167	43	83	0	176	848	1.88%
東近江市	1,482	1,564	238	207	545	288	171	442	4,937	4.43%
米原市	245	142	113	26	33	40	0	94	697	1.89%
日野町	334	361	44	33	38	39	24	101	974	4.71%
竜王町	56	29	26	10	15	42	5	53	236	2.10%
愛荘町	231	575	46	33	139	39	61	64	1,188	5.65%
豊郷町	59	108	20	0	41	7	0	21	260	3.65%
甲良町	40	9	10	6	11	0	6	23	109	1.70%
多賀町	20	10	0	0	12	0	0	8	59	0.80%

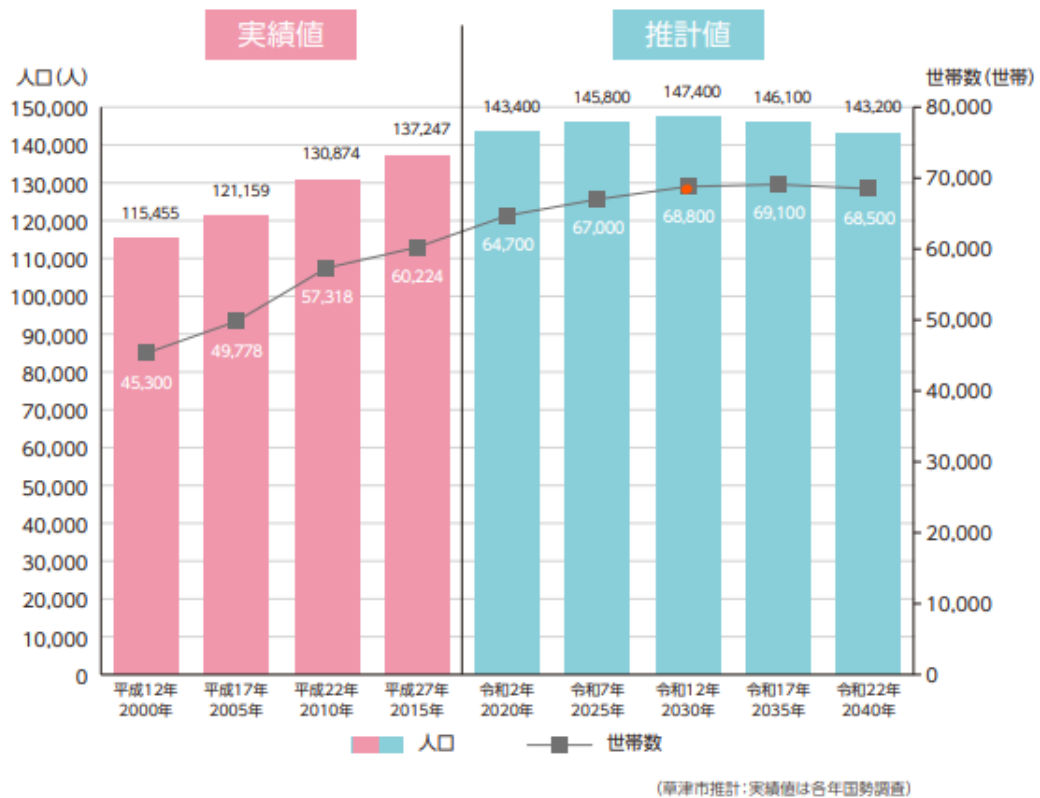
※ 0～4人の場合は「0」と表示しているため、各行、列を合計した値は必ずしも合計欄の数字と一致しませんのでご注意ください。

資料：滋賀県統計（令和6年12月末時点）

3 草津市の状況

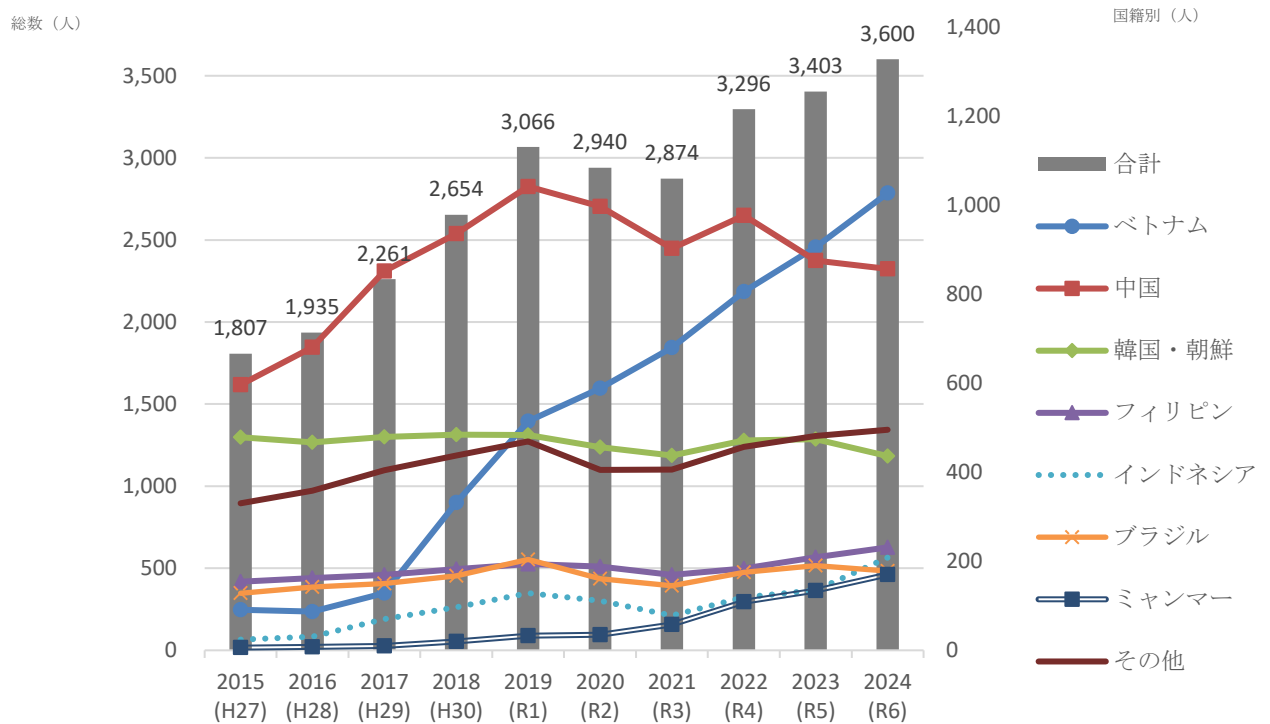
- 国全体では人口が減少局面に入っている中、本市の今後の推計では依然継続して人口は増加し、令和12年(2030年)には147,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じ、令和22年(2040年)には143,200人程度になると見込まれます。また世帯数は、人口増加に伴って増加し、今後の推計では、人口のピークよりやや遅れて令和17年(2035年)がピークとなり、令和22年(2040年)には68,500世帯程度になる見込みとなっています。(図1)
- 令和7年(2025年)3月末時点、草津市の在留外国人の数は3,600人であり、コロナ禍の影響により一時減少に転じたものの、令和4年(2022年)以降再び増加傾向にあります。(図2)
- 市全体の在留外国人の割合は2.56%で、人口のおよそ39人に1人が在留外国人です。
- 在留外国人と日本人住民の年齢別人口を比べると、在留外国人は、「25-29歳」が最も多く、次いで「20-24歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の76.6%を占めるのが特徴です。一方で、日本人住民は、「50-54歳」が最も多く、次いで「45-49歳」、「40-44歳」と続きます。また、65歳以上の人口比率を比べると、高齢化率は日本人住民の22.9%に対し、在留外国人は5.3%と低くなっています。(図3)
- 在留外国人の国籍数は56ヶ国・地域であり、多国籍化が続いています。
- 国籍別では、ベトナム、中国、韓国・朝鮮の順に多く、これらの国籍が市内の在留外国人の約64%を占めています。近年の傾向として、東南アジア出身者が増え、特にベトナム国籍は令和元年度(2019年度)の514人から令和6年度(2024年度)には1,026人と大幅に増加しています。(図4)
- 在留資格別にみると、「永住者」と「留学」が多くなっており、特に「永住者」は令和6年度(2024年度)では最も多くなっています。また令和元年度(2019年度)と令和6年度(2024年度)を比較すると、「永住者」および「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」といった在留資格を有するものの割合が増えています。(図5)
- 日本語指導が必要な児童生徒数は平成27年(2015年)度に児童21人、生徒6人で、年度によって増減はあるものの、近年増加傾向にあります。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和6年(2024年)度に児童30人、生徒8人となっています。(図6)

(図1) 草津市の推計人口



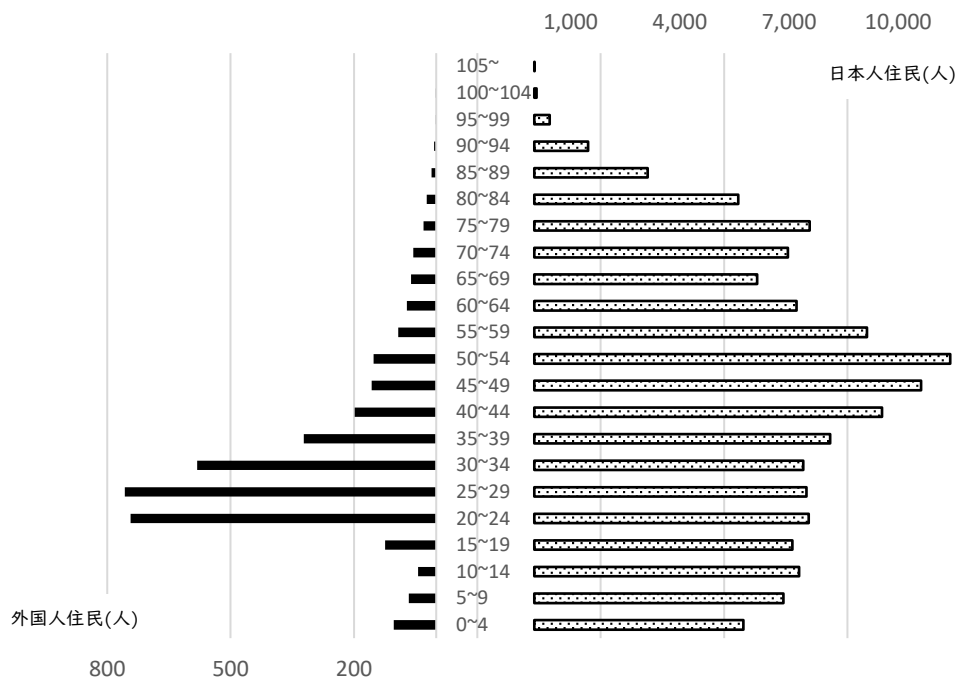
資料：草津市「第6次草津市総合計画基本構想2021-2032」

(図2) 在留外国人の推移



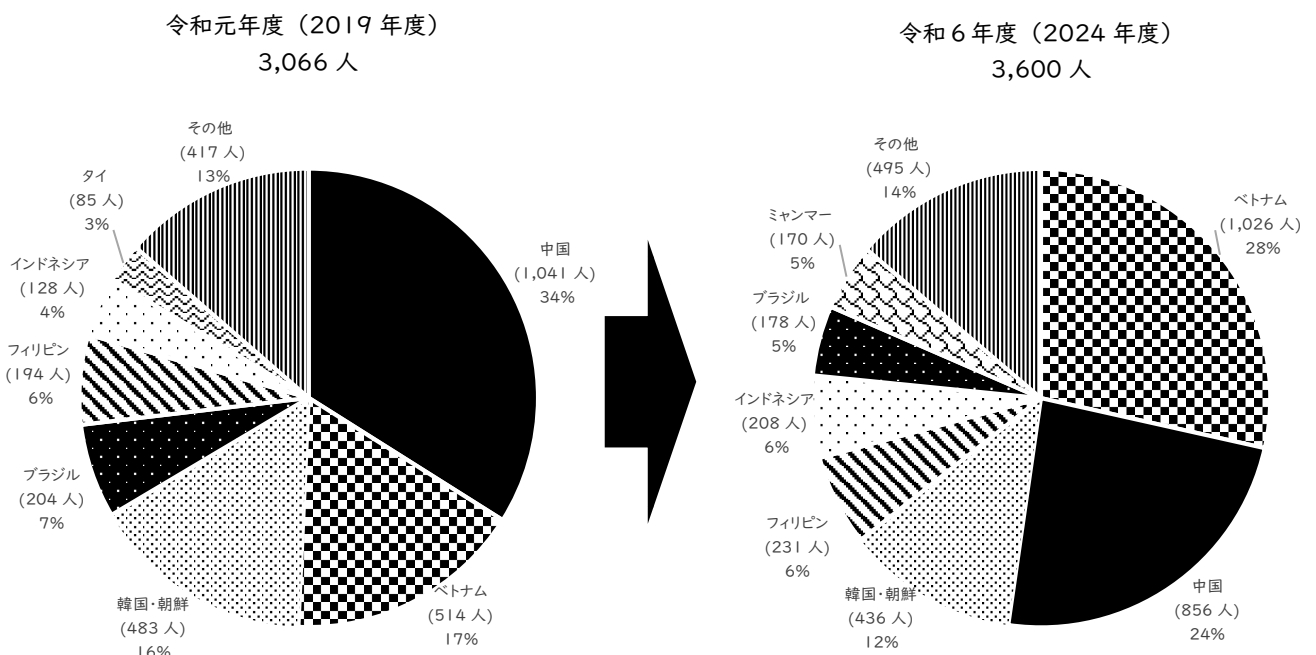
資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(図3) 日本人・在留外国人の年齢別状況(令和7年3月末時点)



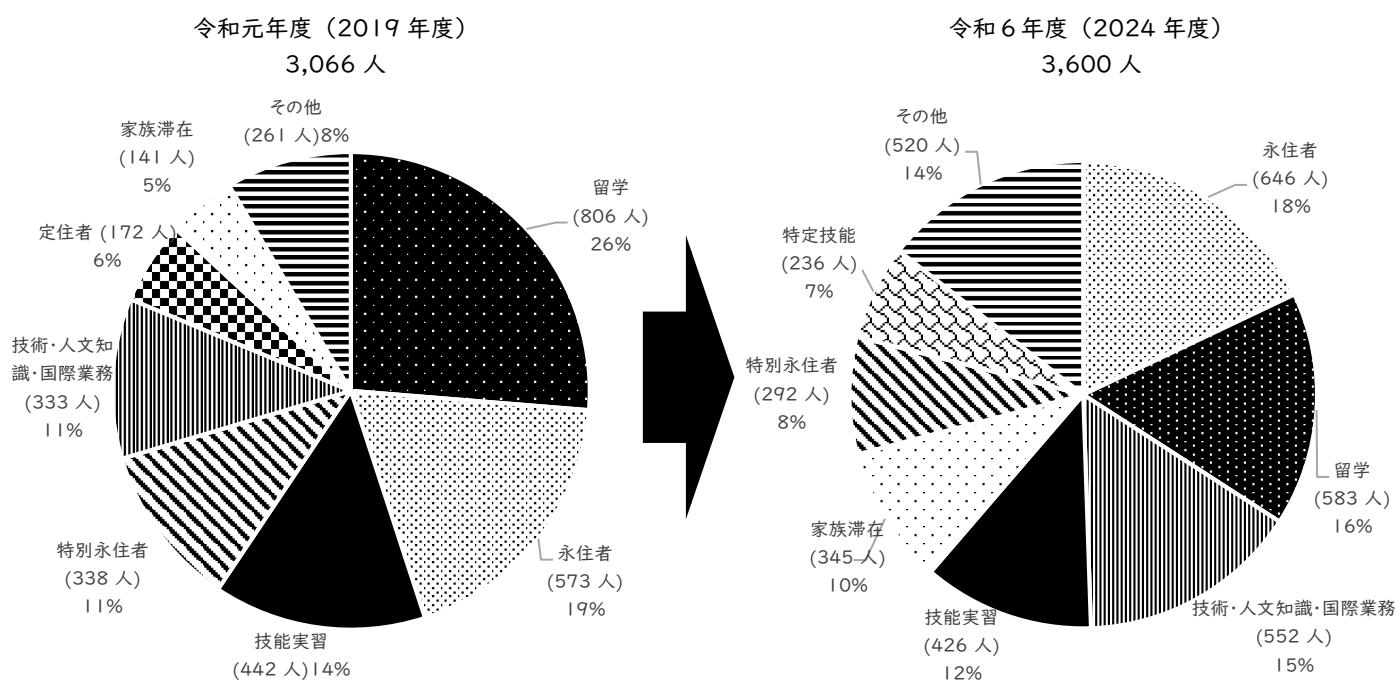
資料：住民基本台帳(令和7年3月末時点)

(図4) 国籍別状況



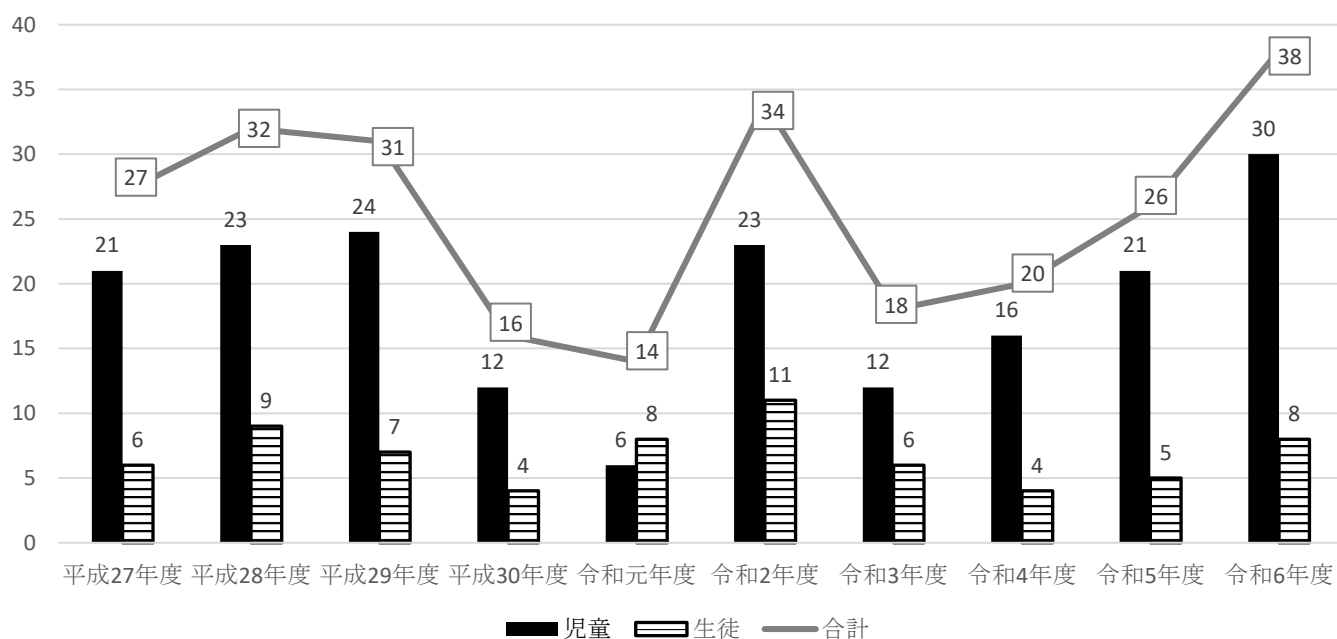
資料：住民基本台帳(各年度3月末時点)

(図5) 在留資格別状況



資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(図6) 日本語指導が必要な児童生徒数



資料：草津市教育委員会調べ

4 草津市の現状と課題

草津市において、在留外国人は直近5年間で534人（17.4％）増加しており、今後も増加が続くことが見込まれます。国籍別では、直近5年間でベトナムからの在留外国人が増加しており、在留資格別では、「永住者」および「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」の在留資格を有する外国人が増加しています。

こうした中、在留年数にかかわらず、草津市で暮らす外国人が円滑に生活できるよう、引き続き、情報の多言語化ややさしい日本語の活用に加え、行政情報や生活情報の提供を充実させる必要があります。また、外国人住民が社会の構成員として生活し、地域や職場、学校等でコミュニケーションが図れるよう日本語学習希望者への日本語教室の情報提供や情報発信の手法について検討し、さらなる日本語教育の推進に取り組む必要があります。

市内の小中学校においては、日本語指導が必要な児童生徒数は増加しており、文化的背景の違いや日本語が十分に理解できないことにより、学校での学習内容の理解や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援の必要性が高まっています。学校での学びや生活は将来の進路や就職選択にもつながるため、日本語習得の支援や交流の場の提供など、外国人児童生徒等へのさらなる支援が必要です。また、外国人労働者が増加する中、外国人の就業機会の確保や働きやすい労働環境の整備のため、事業所等において同僚や上司とのコミュニケーションや職場理解のための取組が引き続き必要です。さらに、外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害の経験や防災に対する知識が少ない人もいるため、災害時に備えて、外国人住民への防災意識の向上や職員および地域住民への外国人支援方法について、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。日本の医療・保健・子育て・福祉などの制度については、日本語能力や母国との制度の違いにかかわらず、外国人住民が必要とする行政サービスにつながるよう相談体制を整備し、継続的に丁寧な対応が求められています。

今後も外国人住民数の増加が見込まれることから、言語や文化的背景等の違いにかかわらず、外国人住民への理解を深め、互いを尊重できるよう、継続して多文化共生についての意識啓発に取り組むとともに、さらなる地域住民と外国人住民の交流の場の創出が求められています。また、多文化共生にかかるイベントやコミュニティの場に関する情報が多くの人に行き渡るよう情報発信の手法を検討する必要があります。

少子高齢化が進展する中、これからの地域の活性化や推進や急速に発展するグローバル化への対応には、外国人住民の地域社会への参画がより一層求められていくことから、外国人住民が主体的に地域社会に参画し、外国人としての視点や多様性を生かした地域活性化の推進の担い手として活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

Ⅰ 多文化共生のまちづくりの意義

【地域の活性化やグローバル化への貢献】

地域の日本人住民と外国人住民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、さまざまな活動に共に参加し、協力するとともに、外国人住民が自らの強みや外国人独自の視点を生かして主体的に地域社会に参画することで、地域の活性化やグローバル化への貢献、地域の新たな担い手の確保につながります。また、本市には多くの留学生が暮らしており、留学生の持つ知識や感性は新たな地域文化を創造するきっかけとなり、地域の一層の活性化や発展が可能となります。

【住民の異文化理解力の向上】

文化的背景の異なる市民同士が交流し、お互いの文化に触れる機会が増えることで、地域住民の異文化理解力の向上や自身の文化にとらわれず、グローバルな物の見方の出来る人材の育成を図ることが可能となります。

【人権意識の向上】

多文化共生を推進することは、お互いの違いを認め合い、対等な関係を築くことであり、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「草津市人権擁護に関する条例」等に規定された外国人住民を含めたすべての市民の人権尊重、人権意識の向上につながるものです。

【ユニバーサルデザインのまちづくり】

年齢、性別、文化、言語、能力等の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービス等をつくっていかうとするユニバーサルデザインの考え方に基づいて、やさしい日本語や多言語での表記等、誰にとっても分かりやすい情報提供を進めることは、多様性が受け入れられるまちづくりの推進にもつながります。

2 基本理念と体系

(1) 基本理念

外国人住民が増加傾向にあることから、ともに地域で暮らす草津市民が相互理解と多様性を生かし協働することで、これからの多文化共生社会の実現を目指します。

お互いの違いを認め合い 共に支え合う

誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

Respect differences and support each other

Kusatsu, a multicultural city where you can live happily

(2) 成果指標と実績目標

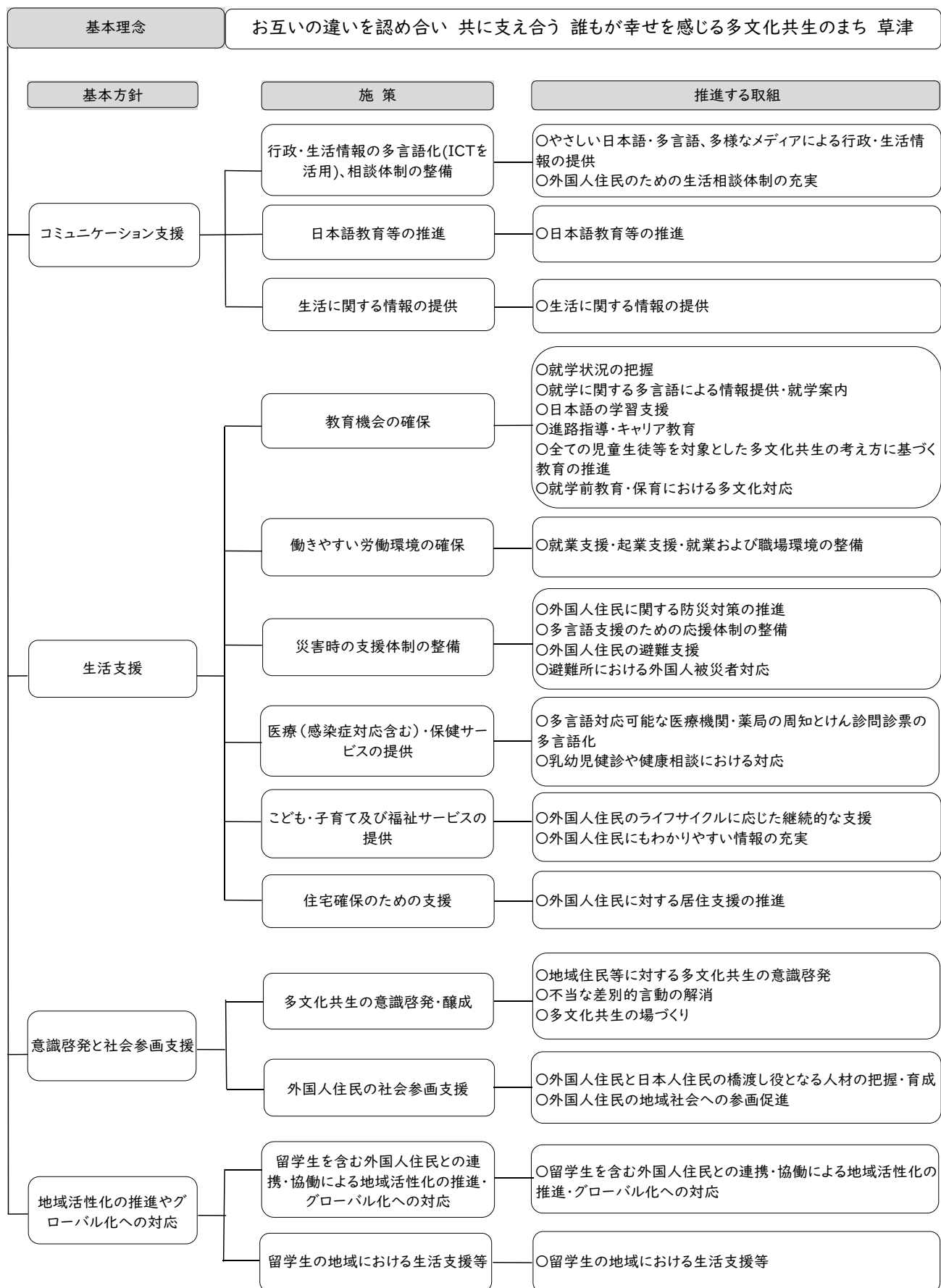
成果指標

項目	令和6年度 (2024年度) 【実績】	令和12年度 (2030年度) 【目標】
「多文化共生社会の構築」が重要だと思う市民の割合(%)	42.8	45.2

実績目標

項目	令和6年度 (2024年度) 【実績】	令和12年度 (2030年度) 【目標】
「やさしい日本語」に関する研修の受講者数(人)	459	500
多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数(人)	3,042	3,100
行政情報などのSNSでの発信の数(回)	0	100

(3) プランの体系



第4章 多文化共生施策の展開

I コミュニケーション支援

基本目標

日本語能力が十分でない外国人は、言語の問題から、必要な行政サービスを受けられない・生活に必要な情報を得られないことや職場や地域でのコミュニケーションに困難を抱えることがあり、コミュニケーション支援の充実が求められています。

このことから、外国人住民に対して適切に行政・生活情報を提供するとともに円滑にコミュニケーションがとれるよう、ICTを活用しながら情報の多言語化およびやさしい日本語の普及・活用を推進します。また、外国人住民が日本で生活する上で必要な日本語を習得できるよう、日本語学習の機会を確保します。

【施策】

(1) 行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供	行政情報の多言語化	各課
	各施設の利用案内のやさしい日本語および多言語での表示	各課
	やさしい日本語での対応促進	まちづくり協働課
	市ホームページや SNS を活用した生活情報の提供	各課
外国人住民のための生活相談体制の充実	通訳職員の配置	まちづくり協働課
	タブレット端末による多言語通訳サービス	経営戦略課
	AI 通訳機による多言語通訳サービス	経営戦略課
	総合相談対応の実施	まちづくり協働課

(2) 日本語教育等の推進

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
日本語教育等の推進	日本語教室の開催・運営支援	まちづくり協働課

	外国人住民のニーズに合わせた日本語教室等の情報提供	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会、 市民公益活動団体)
	やさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントでの日本文化の紹介	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)

(3) 生活に関する情報の提供

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
生活に関する情報の提供	本市で生活を始めるための基本的な情報提供	まちづくり協働課

2 生活支援

基本目標

日本語指導が必要な児童生徒は、日本語を十分に理解できず、学校での学習内容の理解や友人とのコミュニケーションに困難を抱えることがあるため、日本語習得の支援などが必要です。また、地震や台風などの自然災害の経験が少ない外国人住民は、災害に対してどう行動してよいか分からず、適切な避難などができない恐れがあるため、防災に対する知識の普及・啓発や防災意識の向上が必要です。医療や保健サービス、子育ておよび福祉サービスについては、母国との制度の違い等により、制度の内容を十分に理解できていない方も必要な行政サービスを受けられるよう、対応が求められています。

このことから、外国人住民が安心して生活できるよう、教育・就労・防災・医療・保健・子育て・福祉・住居など生活する上で必要な情報について、わかりやすい情報提供を行うとともに、生活の様々な局面で直面する困難の解決のために相談・支援体制を整えます。

【施策】

(1) 教育機会の確保

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
就学状況の把握	学齢簿の編製にあたり全ての外国人児童生徒についての一体的な就学状況の管理・把握	学校教育課
就学に関する多言語による情報提供・就学案内	新小学一年生入学前の調査表のやさしい日本語化および翻訳言語の追加	学校教育課
	不就学児童生徒の実態把握のための定期的な調査の実施	学校教育課

	転入の手続きの時に、必ず学校教育課を訪問するよう誘導	学校教育課
	外国人児童生徒等への教育を支援する情報検索サイト「かすたねっと」の活用	児童生徒支援課
	日本語能力等に応じた一時的または正式な下学年への入学の受け入れ	学校教育課
日本語の学習支援	外国人児童生徒等教育相談設置事業の周知および利用の拡大	児童生徒支援課
	国、県の補助や制度を活用し、外国人児童生徒等の母語による学習支援体制の充実化	児童生徒支援課
	日本語初期指導の取組の推進	児童生徒支援課
進路指導・キャリア教育	外国人児童生徒等教育相談設置事業の推進	児童生徒支援課 学校政策推進課
全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進	全ての児童生徒に豊かな国際感覚を養い、多文化共生の意識を育むよう、各教育機関において国際理解教育プログラムの実施、推進	児童生徒支援課
就学前教育・保育における多文化対応	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施	子育て相談センター
	多言語の歌や遊び等を通じた多文化共生につながる保育の実施	幼児課

(2) 働きやすい労働環境の確保

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
就業支援・起業支援・就業および職場環境の整備	事業所訪問による外国人住民の人権を含む人権啓発	商工観光労政課
	草津市ビジネスサポートセンター事業の推進	商工観光労政課
	関係団体との連携による起業支援	商工観光労政課 （企業・大学・市内就労関連施設）
	就労支援相談事業の充実（やさしい日本語や多言語での対応）	人とくらしのサポートセンター
	留学生の県内での就職を含む産官学連携事業を実施する環びわ湖大学・地域コンソーシアムへの参画	草津未来研究所

(3) 災害時の支援体制の整備

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
外国人住民に関する 防災対策の推進	機能別消防団員を中心とした防災講座等の開催	危機管理課
	防災ハンドブック、ハザードマップの多言語化	危機管理課 河川課
	「災害時外国人支援マニュアル」の策定の検討	まちづくり協働課
	やさしい日本語や多言語による災害情報の発信と情報伝達手段の充実	広報課
	避難所での表示の多言語化	まちづくり協働課
	地域防災計画内の位置づけの検討	まちづくり協働課
多言語支援のための 応援体制の整備	機能別消防団員の充実	危機管理課
外国人住民の避難支援	草津市避難行動要支援者登録制度の推進	危機管理課 健康福祉政策課
避難所における外国人被災者対応	避難所運営マニュアルに則った外国人住民への対応に必要な知識の啓発	まちづくり協働課 危機管理課

(4) 医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
多言語対応可能な医療機関・薬局の周知とけん診問診票の多言語化	医療情報ネットおよび多言語版けん診問診票の周知・啓発	健康増進課
乳幼児健診や健康相談における対応	乳幼児健診や健康相談時に、多言語通訳端末を利用した相談および通訳の派遣の実施	子育て相談センター

(5) こども・子育て及び福祉サービスの提供

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
外国人住民のライフサイクルに応じた継続的な支援	各分野での相談体制の充実と連携の強化	人とからしのサポートセンター 男女共同参画センター 子育て相談センター
	総合相談対応の実施（再掲）	まちづくり協働課
	子育てに関する事業における通訳の派遣	子育て相談センター

外国人住民にもわかりやすい情報の充実	窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施（再掲）	子育て相談センター
	就学前教育・保育施設等の利用に関する翻訳情報の充実	幼児課
	福祉医療制度に関する情報提供の充実	保険年金課

（６）住宅確保のための支援

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
外国人住民に対する居住支援の推進	やさしい日本語および多言語での窓口対応	市営住宅課
	市営住宅入居のしおりのやさしい日本語版、多言語版の作成	市営住宅課
	草津市居住支援協議会や外国人を対象にした「居住支援法人」等の情報提供の実施	建築政策課
	国土交通省作成「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や「各国語契約見本」等の情報提供の実施	建築政策課

3 意識啓発と社会参画支援

基本目標

多くの国からの外国人住民の増加や定住化に伴い、多様な言語や文化、宗教等を持つ外国人住民が生活しており、国籍等に関わらず互いに理解し、認め合う地域づくりが求められています。

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、外国人住民と日本人住民のつながりや助け合いの場の充実を図り、交流を促すことで顔の見える関係性を築くことが大切です。

このことから、外国人住民と日本人住民が互いに人権と個性を尊重し合い、地域社会の一員として共に暮らしていけるよう、多文化共生に関する意識啓発や国際理解、地域社会への参画等の促進に取り組めます。

【施策】

（１）多文化共生の意識啓発・醸成

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
	図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示	図書館・南草津図書館

地域住民等に対する 多文化共生の意識啓 発	人権・同和問題職員研修の実施	人権センター
	町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ	人権センター
	多文化共生に関する研修等の実施や交流機 会の提供	職員課 まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)
	やさしい日本語に関する研修の実施	まちづくり協働課
不当な差別的言動の 解消	町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ (再掲)	人権センター
	人権・同和問題職員研修、ヘイトスピーチ 解消法に基づいた啓発	人権センター
	多文化共生等をテーマにした職員研修の実 施	職員課
多文化共生の場づく り	図書館での多文化共生に関する書籍・資料 の展示(再掲)	図書館・南草津図書館
	やさしい日本語サロンの開催	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)
	日本人住民と外国人住民が気軽に集える交 流機会の提供	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)
	国際交流イベントの実施や周知	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)

(2) 外国人住民の社会参画支援

推進する取組	取組内容	担当課(関係団体)
外国人住民と日本人 住民の橋渡し役とな る人材の把握・育成	機能別消防団員の育成・支援	危機管理課
	多文化共生に取り組む人材の把握・育成	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)
外国人住民の地域社 会への参画促進	外国人住民の審議会や委員会への参加の促 進	まちづくり協働課
	町内会やまちづくり協議会の役割や意義の 周知	まちづくり協働課 (まちづくり協議会・町 内会)
	地域における日本人住民と外国人住民の交流 イベント等の参加の促進(ホームページや SNS を活用した情報発信)	まちづくり協働課 (草津市国際交流協会)

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

基本目標

日本の少子高齢化が進展する中、本市も将来的には人口減少が見込まれており、外国人住民とともに地域社会の活性化の推進やグローバル化に対応していく必要があります。

このことから、外国人住民が自らの強みや独自の視点を生かして、まちづくりの担い手として主体的に地域社会に参画し、地域の維持・活性化や急速に進展するグローバル化へ対応できるよう、外国人住民との連携・協働の推進や外国人住民の知見やノウハウの活用を図ります。

【施策】

(1) 留学生を含む外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
留学生を含む外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	外国人住民の審議会や委員会への参加の促進（再掲）	まちづくり協働課
	関係団体との連携による起業支援（再掲）	商工観光労政課 （企業・大学・市内就労関連施設）
	留学生等の地域でのイベントへの参加の拡大	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会・まちづくり協議会・町内会）
	語学力や国際感覚等を活かした様々な活動への参画	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会・まちづくり協議会・町内会）

(2) 留学生の地域における生活支援等

推進する取組	取組内容	担当課（関係団体）
留学生の地域における生活支援等	就労支援相談事業の充実（やさしい日本語や多言語での対応）（再掲）	人とくらしのサポートセンター
	日本人住民と外国人住民が気軽に集える交流機会の提供（再掲）	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）
	町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知（再掲）	まちづくり協働課 （まちづくり協議会・町内会）

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 市民

国籍にかかわらず、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民が地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。

外国人住民は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、必要な日本語の習得と、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することに努め、地域住民の一員として活躍することが期待されます。

(2) まちづくり協議会・町内会

14学区のまちづくり協議会は地域まちづくりセンターを拠点に、地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを展開しています。町内会等は、市民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりにおける基礎的なコミュニティです。

外国には学区や町内会といった地域コミュニティがない国もあることから、外国人住民に対し、まずは、まちづくり協議会や町内会の役割について理解を得るとともに、町内会等への加入を促進する取組が求められます。また日本人住民と外国人住民の相互理解が図れるよう交流の場を設け、共に地域づくりのパートナーとして、積極的に交流することが求められます。

(3) 市民公益活動団体

多文化共生の取組は、NPO、ボランティア団体、任意団体等の市民公益活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各団体の特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。また外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

（４）草津市国際交流協会

草津市国際交流協会は、日本語教室等の外国人住民の支援のための活動を通じて、市と市民やまちづくり協議会、各種団体とをつなぐ中間組織としての役割を担っています。

今後も、多言語情報の収集・提供、外国人住民等に対する相談事業、市民公益活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動・交流事業やボランティアの育成等幅広い分野での取組の推進を図り、多文化共生の地域づくりの実行しやすい環境づくりに努めることが期待されます。

（５）教育機関（保育所、幼稚園、こども園、小中学校、高等学校）

教育機関には、こどもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、小中学校等においては、外国人児童生徒に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが期待されます。また、外国人住民のこどもたちも地域の活性化の担い手となってくれる将来像をイメージして地域と連携していくことも期待されます。市内の高等学校との連携も含め、教育環境の整備、進学、就職に関する支援体制の整備が求められます。

（６）医療・保健・福祉関係機関

医療機関等の福祉サービスの提供を行っている機関は、外国人住民が安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備が欠かせません。そのために、言語や文化・福祉サービスの違いに配慮を行い、情報提供に努めていくことが期待されます。

（７）企業

外国人住民を雇用している企業は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法等労働関係法令の遵守はもとより、雇用された外国人住民とその家族が安心して暮らせるよう、生活に関するルール等の周知や生活に必要な日本語習得の支援等が求められます。さらに、外国人住民を利用者と捉え、提供するサービスにおける情報のやさしい日本語の使用や、多言語化の推進についての配慮が期待されます。

また、起業意欲のある外国人住民が起業家として活躍できるように、商工会議所等と連携し支援することが期待されます。

（８）大学

本市に立地する立命館大学等の高等教育機関は、グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを充実させていくことが求められます。

また、地域や国際交流協会等と連携し、市民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、留

学生等によるボランティア活動等、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

さらに、留学生等のグローバル人材の就職支援等の地域定着について、関係団体と連携した積極的な取組が望まれます。

(9) 市

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人住民が日本人住民と同様に行政サービスを享受できるように努め、全ての市民に対して国際理解や多文化共生に関する啓発を図ります。また、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化しながら、広域的な課題については、国・県とも連携を図り、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担うとともに、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らし続けられる健幸都市づくりを推し進めます。

2 推進に向けて

多文化共生社会の実現には、各主体がそれぞれの立場で活動していくと同時に、推進主体同士の連携、協働による活動の促進が必要であり、「第2次草津市多文化共生推進プラン」に基づく取組や施策を計画的かつ総合的に推進するため、まちづくり協働部（まちづくり協働課）が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

プランの進捗管理については、草津市における多文化共生の推進として、国や滋賀県の多文化共生推進プランさらには草津市の地域特性を踏まえ、各種取組および目標値を設定したところであり、これらの取組を推進するため、関係各課と引き続き課題等を共有し、必要に応じて、各種取組状況の把握・点検を行います。

*資料編

<本プランにおける用語の定義>

日本人住民

本市に居住、通勤もしくは通学する、または市内で事業を営む日本国籍の者

在留外国人

住民登録がある外国籍の者

外国人住民

本市に居住、通勤もしくは通学する、または市内で事業を営む外国籍の者

留学生等

日本の大学等に通学している、または大学等卒業者で就職活動中の本市に居住する外国籍の者

外国人児童生徒等

国籍にかかわらず日本語を母語としない児童生徒

<用語解説（五十音順）>

[あ行]

ICT

Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・テクノロジー）の略。コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉。

育成就労制度

令和6年（2024年）6月に改正された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により創設が決定した、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。令和9年（2027年）までに施行される予定。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念のこと。

永住者

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留（うち5年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が善良であること②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。

[か行]

韓国・朝鮮

朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の標記がなされている。

技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動のための在留資格。

技能実習

日本が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能・技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした技能実習制度による在留資格。

機能別消防団員

災害時は支援が必要な立場にあると考えられている外国人住民が消防団員となり、様々な訓練を通じ、助けを求める側から助ける側へのシフトチェンジを図っている。

グローバル化

資本や人等の国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること。

[さ行]

在留資格

外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者として活動を行うことができることを示す入国管理法上の法的資格のこと。

市民公益活動団体

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体。

就労支援相談事業

外国人等働く意欲がありながら就労を妨げるさまざまな要因を抱える人に対して、就労を阻害する要因の解消を図り、ハローワークなどと連携し、一人ひとりにあった就労支援を行う事業。

[た行]

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。

特定技能

人材の確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れることを目的とした特定技能制度による在留資格。

特別永住者

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者および平和条約国籍離脱者の子孫。

[な行]

日本語指導が必要な児童生徒

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）」における、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒のこと（日本国籍の児童生徒を含む）。

[は行]

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなど一方的な内容の言動のこと。

[や行]

やさしい日本語

難しい単語や用語、表現を使わずに外国人にもわかりやすく表現する日本語のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や、性別、文化や言語、能力等の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービス等をつくっていかうとする考え方のこと。

<草津市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿>

役職	氏名	所属等
委員長	小澤 亘	立命館大学 特別任用教授・名誉教授
副委員長	南元 鵬	草津市国際交流協会 理事
委員	有村 敬三	パナソニック株式会社 人事センター 総務部 総務課
	恩地 美和	オリーブ 代表
	片岡 龍之	立命館大学 国際部 国際課
	久保田 奈津子	公募委員
	鶴田 真理子	公募委員
	中西 まり子	草津市人権擁護推進協議会
	成田 陽子	笠縫東小学校 校長
	堀池 寛	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 副会長

<五十音順、敬称略>

<草津市多文化共生推進プラン策定委員会 経過>

開催日時		主な審議事項
第1回	令和7年(2025年)7月16日(水)	・ 諮問 ・ 草津市多文化共生推進プランの総括について ・ 第2次草津市多文化共生推進プランの骨子の方向性について
第2回	令和7年(2025年)9月24日(水)	・ 第2次草津市多文化共生推進プランの素案について
第3回	令和 年(年) 月 日()	

<パブリックコメント>

実施期間：○年○月○日～○月○日

受付件数：○件